

大山圏域魅力向上補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、大山圏域魅力向上補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、伯耆国「大山開山1300年祭」実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が、伯耆国「大山開山1300年祭」の情報発信を促進する取組や、大山圏域の魅力向上とその継続・発展、担い手となる人材確保・育成に資する取組を実施する団体等を支援することを目的に交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 実行委員会は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から、当該対象事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額と、同表の第4欄に定める額のいずれか低い額とする。
- 3 補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、実行委員会の会長（以下「会長」という。）が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(審査)

- 第5条 実行委員会は、第4条に定める交付申請を受け、補助対象事業を選定するために審査会を設置し、審査を行う。
- 2 審査会の設置及び審査方法については、会長が別に定めるものとする。

(交付決定の時期等)

- 第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた後、審査を実施した日から10日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 実行委員会は、第4条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の会長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 変更等の承認については、変更等承認申請書を受けた日から20日以内に行うものとする。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までにしなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日

- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第5号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに会長に報告し、会長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして会長が別に定めるもの

3 規則第25条第2項の承認は、原則として、申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月28日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月25日から施行し、平成31年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助限度額
大山圏域魅力向上事業	鳥取県内に拠点をおく団体及び鳥取県内在住の個人	補助事業を実施するために必要と実行委員会が認める経費。 なお、団体の運営に係る経常的な経費、団体構成員に対する個人給付的な経費（事業に主要な役割を果たす者を除く。）、食糧費（事業実施に必要な不可欠なものとして実行委員会が認めるものを除く。）、備品購入費等、交付対象として不適当と認められる経費は対象としない。	20万円

※ 次の補助事業及び事業実施主体は対象外

- ・ 宗教的又は政治的意図を有する事業等
- ・ 暴力団又は暴力団員等の統制下にある団体等
- ・ 実体のない団体等

年 月 日

職 氏 名 様

住 所
申請者 氏 名 印
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

平成〇〇年度大山圏域魅力向上補助金交付申請書

大山圏域魅力向上補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補 助 事 業 等 の 名 称	大山圏域魅力向上補助金
算定基準額(見込み)	
交 付 申 請 額	
添 付 書 類	1 事業計画書 2 収支予算書(に準ずる書類) 3 団体規約、構成員名簿等

(注) 算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「(見込み)」を削除すること。

様式第 1 号（第 4 条関係）

平成〇〇年度大山圏域魅力向上補助金事業計画書

区 分	内 容			
1. 申請者名及び 代表者の職・氏名	申請者名			
	職		氏名	
2. 事業の名称				
3. 事業の目的				
4. 事業内容	※①実施予定日、②対象者、参加(予定)人数、③開催場所、④事業概要などを記載。 ※伯耆国「大山開山1300年祭」の情報発信、大山圏域の魅力向上とその継続・発展、担 い手となる人材確保・育成に資するポイント、公式ロゴマークの使用方法なども記載。 ※事業の実施により次年度以降に継続・発展していくポイントや適正な利用者負担などの財 源確保策等があれば記載してください。			
5. その他	(1) 他の補助金の活用の有無（有・無） ※「有」、「無」のいずれかに○をしてください。「有」の場合は、活用する補助金名やそ の事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連 絡先）を記載してください。			
	(2) 仕入控除税額の有無（有・無） ※「有」、「無」のいずれかに○をしてください。「無」の場合は、その理由を記載してく ださい（例「免税事業者であるため」）			

注 1：上記の内容が記載されていれば、様式は別様で構いません。

2：下記の書類も提出してください。なお、ポイント(例えば、来年度にかけての継続の内容、参加
者負担の考え方等)がまとまった必要最小限のものとしてください。

①団体規約(規約がない場合は、団体目的、活動概要がわかる書類)、構成員名簿、年
間事業計画書、事業年度予算書など

②事業内容に関するもの(チラシ、計画書など)

3：別添「審査基準自己評価表(交付申請版)」にも必要事項を記載し、提出してくだ
さい。

担当者連絡先

住 所	〒		
担当者名			
連絡先	電話：	ファクシミリ：	
	E-mail：		

(別添)

大山圏域魅力向上補助金 審査基準自己評価表 (交付申請版)

	項目	説明	申請者自己評価
1	地域性	○地域住民の参加が期待でき、若しくは運営に参画しやすい事業である。 ○地域資源や地域の魅力を活用し、向上させる事業である。	
2	公益性	○地域振興への高い効果が見込まれる事業である。 ○文化・教育、産業活動を支援する事業である。	
3	計画の実現性	○活動団体や住民が、実施体制を整え、取組を主体的に行うとともに、熱意が感じられる事業計画である。	
4	補助金の有効活用	○事業内容、予算規模が適正で、費用に対し、より高い効果が生じるよう工夫されている。 ○事業推進の過程で大山振興の担い手となる人材の確保、育成を図るものである。	
5	自立性・発展性	○一過性の事業でなく、次年度以降も事業が自立的に継続・発展していくことが期待できる事業である。 ○事業内容に対して受益と負担のバランスをとるなど、事業の継続・発展に向け、自主財源の確保を図っている。(適切な参加者負担を求めている。)	
6	事業目的	○伯耆国「大山開山1300年祭」や大山圏域の魅力等の県内外への情報発信を促進する取組、また、県外からの誘客について高い効果が期待できるものである。	

様式第2号（第4条関係）

平成〇〇年度大山圏域魅力向上補助金事業収支予算書

（収入の部）

（単位：円）

科 目	予 算 額	積算内訳
合 計		

（支出の部）

（単位：円）

科 目	予 算 額	積算内訳
合 計		

年 月 日

様

職 氏 名

印

平成〇〇年度大山圏域魅力向上補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった大山圏域魅力向上補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先）

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、大山圏域魅力向上補助金交付要綱（平成30年3月28日付大山実第20170221号。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

申 請 者 氏 名 印

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

平成〇〇年度大山圏域魅力向上補助金実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則第 1 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	大山圏域魅力向上補助金	
交 付 決 定	算 定 基 準 額	交 付 決 定 額
実 績		
差 引		
添 付 書 類	1 事業報告書 2 収支決算書(に準ずる書類)	

様式第4号（第8条関係）

平成〇〇年度大山圏域魅力向上補助金事業報告書

区 分	内 容			
1. 申請者名及び 代表者の職・氏名	申請者名			
	職		氏名	
2. 事業の名称				
3. 事業結果	※①実施日、②参加人数、③開催場所、④事業概要などを記載。 ※どのように伯耆国「大山開山1300年祭」の情報発信、大山圏域の魅力向上とその継続・発展、担い手となる人材確保・育成を図ったか、公式ロゴマークをどのように活用したかなども記載。			
4. 事業成果	(交付目的に照らしどのような成果・効果があったか、次年度以降どのような展開を図るかなどを記載)			
5. その他	○仕入控除税額の有無（有・無） ※「有」、「無」のいずれかに○をしてください。「無」の場合は、その理由を記載してください（例「免税事業者であるため」）			

注1：上記の内容が記載されていれば、様式は別様で構いません。

2：必要に応じ、下記の書類も提出してください。

（添付書類） 事業内容に関するもの（報告書など）

3：別添「審査基準自己評価表（実績報告版）」にも必要事項を記載し、提出してください。

担当者連絡先

住 所	〒		
担当者名			
連絡先	電話：	ファクシミリ：	
	E-mail：		

(別添)

大山圏域魅力向上補助金 審査基準自己評価表 (実績報告版)

	項目	説明	申請者自己評価
1	地域性	○地域住民の参加が期待でき、若しくは運営に参画しやすい事業である。 ○地域資源や地域の魅力を活用し、向上させる事業である。	
2	公益性	○地域振興への高い効果が見込まれる事業である。 ○文化・教育、産業活動を支援する事業である。	
3	計画の実現性	○活動団体や住民が、実施体制を整え、取組を主体的に行うとともに、熱意が感じられる事業計画である。	
4	補助金の有効活用	○事業内容、予算規模が適正で、費用に対し、より高い効果が生じるよう工夫されている。 ○事業推進の過程で大山振興の担い手となる人材の確保、育成を図るものである。	
5	自立性・発展性	○一過性の事業でなく、次年度以降も事業が自立的に継続・発展していくことが期待できる事業である。 ○事業内容に対して受益と負担のバランスをとるなど、事業の継続・発展に向け、自主財源の確保を図っている。(適切な参加者負担を求めている。)	
6	事業目的	○伯耆国「大山開山1300年祭」や大山圏域の魅力等の県内外への情報発信を促進する取組、また、県外からの誘客について高い効果が期待できるものである。	

平成〇〇年度大山圏域魅力向上補助金事業収支決算書

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
合 計				

(支出の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
合 計				

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

申 請 者 氏 名 印

（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

平成〇〇年度大山圏域魅力向上補助金事業仕入控除税額報告書

年 月 日付第 号で交付決定を受けた平成 〇
〇年度大山圏域魅力向上補助金に係る仕入控除税額について、大山圏域魅力向上補助金交付要綱
第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取県補助金交付規則第18条第1項に基づく額の確定額
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

※参考となる資料（確定申告書等）を添付すること